

令和6年4月1日（月）から
下記のとおり3点変更になります。

- 【1】 事業の開始時点で法人だった場合は、創業後5年未満でも
対象外となります。
※令和6年4月1日受講**申込**分より

令和6年4月1日受講申込分から対象者は以下のとおりになります。

- 1) これから創業しようとする方。
- 2) 創業して5年未満の個人事業主。
- 3) 個人事業主として創業した後に法人成した法人の代表者であり、かつ、創業後5年未満の方。
- 4) 1)～3)に加え、大阪市内にて創業予定であること。すでに創業している方は大阪市内に住所・本店または事業所があること。

(注1) 事業の開始時点で法人だった場合は対象外です。

(注2) 事業の開始日は開業届の開業日で判断します。

(注3) 証明書の申請時に事業開始日の確認資料として、開業届の写しが必要になります。

(注4) 大阪市内に住所・本店または事業所を置く予定のある方も対象となります。

(注5) 2社目以降の創業は原則特定創業支援等事業の証明書の対象外です。

(詳しい対象要件については大阪市経済戦略局企業支援課
06-6264-9834 にお問合せください)

- 【2】 修了条件を満たした方が、証明書を申請する時点で
法人を設立している場合、証明書発行の対象外となります。
※令和6年4月1日受講**申込**分より

※ただし、個人事業主から法人成した場合は発行対象です。
※修了後、個人事業主を経ずに法人設立する場合は、
法人設立前に証明書を申請してください。

- 【3】 同日に複数回受講した場合でも、
受講カウントができるようになります。
※令和6年4月1日受講分より

同日に複数のセミナーや面談を受講された場合、
受講1回とカウントしていましたが、
複数回としてカウントを行うようになります。
例)

- ・ 同日に面談とセミナーを受講した⇒受講2回
- ・ 同日にセミナーを2本受講した⇒受講2回

以上